

東京三弁護士会合同研修会 成年後見実務の運用と諸問題

2019年12月16日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの浅岡千香子裁判官、戸畑賢太裁判官、島田壮一郎裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

本研修会は、東京三弁護士会の会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて、講師の方々には、成年後見制度利用促進基本計画に基づいて2019年4月から導入された本人情報シートの活用状況や実務上の扱い、同計画を踏まえた現在の東京家庭裁判所の運用等について説明していただいた。

講演内容は充実したものであり、今後の成年後見業務を行う上で役立つ重要な事項に関する知識を修得することができ、大変有意義なものだったが、今回の研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供し、今後の成年後見業務に役立てていただきたく、LIBRAへ掲載する運びとなった次第である。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

日 時：令和元年12月16日(月) 午後6時30分

場 所：弁護士会館2階 講堂クレオ

講 演：東京家庭裁判所判事 浅岡 千香子 氏
東京家庭裁判所判事 戸畑 賢太 氏
東京家庭裁判所判事補 島田 壮一郎 氏

CONTENTS

データ紹介	3頁
申立て	3頁
後見事務（監督事務も含む）	8頁
後見制度支援信託・支援預貯金	11頁
その他裁判所への質問	12頁
後見人等の選任	13頁
中核機関との関係	19頁
裁判所からのお知らせ	20頁

データ紹介

1 開始等事件の終局件数 (自庁統計による概数)

成年後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任について、平成31年1月から令和元年10月までの10か月間における東京家裁本庁の終局件数は、合計で約2633件であり、内訳は、後見開始が約1965件で全体の約75%、保佐開始が約443件で全体の約17%、補助開始が約131件で全体の約5%、任意後見監督人選任が約94件で全体の約4%となっている。うち認容されたものは合計約2530件で、約96%が認容により終局している。直近で令和元年11月までの数字が出たが、内訳の割合は10月までの数字と大きく変わらない。

昨年の同時期と比して、全体として開始事件はやや減少し、後見、保佐、補助、任意後見の内訳は、後見が若干減り、保佐、補助、任意後見がわずかながら増えている。ただし、これらの内訳は、申立時に申立人が選択した類型で統計を取ったものであり、実際に開始された類型の割合が上記数値どおりというわけではないという点にはご留意いただきたい。

2 開始等事件の終局までの審理期間

平成30年1月から12月までの東京家裁本庁及び立川支部の終局までの審理期間は、1か月以内に終局したものが64.7%、3か月以内に終局したものが93.1%、6か月以内に終局したものが98.8%となっている。

3 開始時における成年後見人、保佐人及び補助人と本人との関係別件数

平成30年1月から12月までに東京家裁本庁及び立川支部において開始された後見等事件において選任された後見人等のうち、親族後見人等の割合は26.5%、弁護士後見人等の割合は21.5%、司法書士後見人等の割合は34.0%、社会福祉士後見人等の

割合は8.4%となっている。なお、この統計では、本人1名について専門職と親族が1名ずつ選任されたとき(複数選任の場合)には、専門職1件、親族1件としてそれぞれカウントしている。

全国の統計数値は、裁判所のウェブサイトで公表されている。

申立て

1 本人情報シートの活用状況について

本人情報シートが添付されている申立件数や全体における割合等について教えていただきたい。

後見センターにおいては、後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件並びに任意後見監督人選任事件について、申立ての際に診断書とともに本人情報シートの提出をお願いしている。

後見開始の審判事件等における本人情報シートの提出状況については、本人情報シートの運用が開始された平成31年4月1日以降に申し立てられた後見、保佐及び補助の各開始審判事件等並びに任意後見監督人選任事件のうち一定期間に終局したものについて、その総数とそのうちの本人情報シートが提出された事件数を集計した。

立川支部を除く東京家裁本庁における数値は、まず後見、保佐及び補助の各開始事件については、令和元年7月1日から同月31日までに終局した事件については、総数257件のうち、94件(36.6%)で本人情報シートが提出された。同年8月に終局した事件については、事件総数225件中95件(42.2%)、同年9月に終局した事件については、総数239件中110件(46.0%)、同年10月に終局した事件については、総数279件中160件(57.3%)、同年11月に終局した事件については、総数265件中142件(53.6%)で本人情報シートが提出された。

次に任意後見監督人の選任事件については、同年7月に終局した事件については、全6件中3件、同年

8月に終局した事件については8件中5件、同年9月に終局した事件については13件中7件、同年10月に終局した事件については5件中2件、同年11月に終局した事件については、9件中6件で本人情報シートが提出されている。概ね2分の1から3分の2程度の事件において、本人情報シートが提出されたことになる。

なお、上記の数値については、あくまで自庁統計による概数である。

2 鑑定・鑑定費用について

(1) 裁判所が診断書作成者以外の医師を鑑定人に指定するのはどのような場合か。何らかの基準はあるか。

鑑定人の指定については、家事事件手続法（以下「家事法」という）64条1項により民事訴訟法213条が準用されている。鑑定人となる者については資格等による限定はないが、後見関係事件の手続において鑑定を実施する場合は、本人の精神の状況について医学上の専門的知識を用いて判断することになるため、それにふさわしい方が鑑定人に指定される。実際には、医師、具体的には診断書作成医、または、その診断書作成医が紹介した医師を指定したり、あるいは、診断書作成医とは関係のない第三者である医師を指定することもある。

鑑定人の指定に関して裁判所において特別な基準はないが、東京家裁では、申立ての際に診断書とともに付票の提出をお願いしているため、指定の際にはその付票を参照している。付票には診断書作成医が鑑定を依頼された場合に引き受けるかどうか等について記載していただくことになっており、診断書作成医が自ら鑑定を引き受けることはできず、かつ、紹介する医師もないという場合には、裁判所が第三者である医師を選び指定することになる。

診断書の付票において、診断書作成医が本人の主治医であって、その診断書の付票において自ら鑑定を引き受けるとしている場合、あるいは、その診断書作成医が紹介する医師がいるという場合には、通常は、

日頃から本人の状態をよく把握しておられる主治医や主治医から紹介を受けた医師を鑑定人に指定することになる。

ただ、上記のように診断書作成医に鑑定を引き受けてもらえる場合であっても、個別具体的な事情を踏まえて、裁判所が第三者医を鑑定人に指定することもある。例えば、評価が難しい疾患を有している本人について、専門医でない医師が作成した診断書が提出されているような場合には、精神科医である第三者医を鑑定人に指定するということが考えられる。あるいは、親族間対立が非常に激しくて、申立人が依頼した診断書作成医も申立人と結託して後見を開始しようとしているなどという主張がされている、あるいは、そのような主張が予想されるような場合には、第三者的立場の医師による鑑定を実施した方が円滑な進行を図ることができるかと判断して、第三者医を鑑定人に指定するということがある。そのほかにも裁判官の個別判断により、個々の事案に応じて適切な鑑定人を指定している。

(2) 鑑定費用はどのように決まっているのか。どのようなケースだと鑑定費用が高額となりやすいか。

鑑定人に支給すべき鑑定料及び鑑定に必要な費用については、民事訴訟費用等に関する法律26条に規定があるとおり、裁判所が相当と認めるところによるとされている。一般的には鑑定料の額を裁判所が決定するに当たっては、仕事の成果、仕事の難易、これに要した労力、時間などが総合的に考慮される。また、鑑定に必要な費用の額については原則として実費額であるとされている。

実際の運用としては、まず、診断書作成医を鑑定人に指定する場合には診断書の付票に鑑定料をいくらで引き受けるかを記載する欄を設けているため、診断書作成医がその欄に記載した金額を鑑定料としている。また、裁判所が診断書作成医とは別の第三者医を鑑定人に指定する場合、その第三者医に個別に確認をして鑑定料を定めている。

(3) 本人情報シートの提出がないと鑑定になりやすいということはあるか。鑑定の要否を判断するに際してどのような資料や要素を重視しているか。

まず、鑑定の要否に関する法の規律を見ると、後見開始及び保佐開始の審判をするためには、原則として、本人の精神の状況について鑑定をしなければならないとされている（後見につき家事法119条1項。保佐に関しては同133条が準用）。もっとも、明らかに鑑定をする必要がないと認められるときには鑑定を省略することができる（後見につき、同法119条1項ただし書。保佐に関しては同法133条が準用）。

次に、本人情報シートについては、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において検討が促され、最高裁判所事務総局家庭局において検討の上、導入された。本人情報シートの位置付けについては、診断書を作成する医師に、本人の判断能力についてより的確に判断してもらうためには、本人を支える福祉関係者から医師に対し、本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供した上で、本人の生活上の課題を伝えることが有益であるという考え方から、本人を支える福祉の関係者において、本人の生活状況等の情報をまとめたシートを作成してもらえるように本人情報シートの書式が作成されたとの説明がなされている。また、後見等開始の申立ての際に本人情報シートが提出された場合には、本人の判断能力の判定の際の参考資料として用いられるという説明もなされている。

上記を前提に鑑定の要否を判断する際の考え方について説明すると、明らかに鑑定をする必要がなく、鑑定を省略することができる場合というのは、鑑定に代替するような医師の判断があるような場合であり、具体的には申立人の提出する診断書等から、後見であれば、本人が事理を弁識する能力を欠く状況にあると判断できる場合、保佐であれば、本人が事理を弁識する能力が著しく不十分であると判断できる場合がこれに当たると考えられる。

本人情報シートは医師が診断書を作成するに当たり、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにするための方策として導入されたものであるため、診断書を作成する医師は本人情報シートの情報を踏まえて、診断書に判断能力についての意見を記載しているはずである。それ故、鑑定の要否の判断については、本人情報シートが提出されている事案でも基本的には診断書を参考にしている。

ただ、鑑定の要否を判断するための補助資料として、本人情報シートを利用することはある。提出された診断書の内容に矛盾があるように見受けられるなど、問題があると考えられる事案において、本人情報シートの記載内容と照らし合わせて検討した結果、鑑定の実施が不要であると考えられるケースもあるし、反対にやはり鑑定の実施は必要と考えられるケースもある。これはケース・バイ・ケースの判断ということになる。

3 後見類型の判断の具体的な方法について

(1) 後見類型（後見・保佐・補助）の判断にあたり、長谷川式認知症スケール（HDS-R）、ミニ・メンタルステート試験（MMSE）などの点数をどのように考慮しているのか、東京家裁において基準となる考え方はあるか。

裁判所は、申立てがあった場合にその申立てが認められるか否かを判断するところであるため、類型判断といっても、基本的には申し立てられている類型に該当するかどうかを判断するのみである。

また、後見開始又は保佐開始の事案において、法律の原則どおりに鑑定を実施する場合、鑑定人が本人を診察する際に必要に応じて各種検査を実施して、その結果も踏まえて鑑定主文を導くことになる。したがって、その場合には、基本的には鑑定主文に示された結果を踏まえて、類型判断をするので、各種検

査の点数というのは前面に出てこない。鑑定によって申立てに係る類型と異なる類型に該当すると判断される場合には、申立ての趣旨変更の検討を裁判所から促している。このため、類型判断と各種検査の点数で問題になるのはもっぱら鑑定を省略する場合であると思われるため、その場合における類型判断と各種検査の点数との関係について、大まかな考え方を述べる。

まず、後見等の原因となる精神上的の障害には、診断書書式に記載されている長谷川式認知症スケールやミニ・メンタルステート試験といった検査の点数を参考にできる類型と参考にできない類型があると考えられる。例えば、認知症であればこれらの検査の点数を類型の判断の参考にすることもできるが、統合失調症であれば、検査の点数と判断能力との関連性は弱いと考えられるため、直ちに類型判断の参考にすることはできないと考えられる。

そして、各種検査の点数を類型判断の参考にできる類型の精神上的の障害、例えば、認知症を理由に申立てがされている場合については、甚だ抽象的な説明となってしまうが、診断書のその他の記載、例えば、所見欄、あるいは、判断能力についての意見の欄、判定の根拠の欄などの記載も併せて考慮して、類型判断を行っている。

また、診断書などの記載から申立てに係る類型とは異なる類型に該当すると判断される場合であっても、直ちに裁判所から申立ての趣旨変更の検討を促すのではなくて、法律の原則どおり、鑑定の実施を検討するのが通常の流れとなる。

(2) 本人情報シートの情報は、後見類型の判断において、どの程度の比重をもって考慮されているのか。例えば、HDS-RやMMSEの点数がある程度高くても、本人情報シートに記載された情報によって後見相当とされる場合があるか。

本人情報シートが類型判断においてどのように使われているかについても、鑑定を省略する場合がもっぱ

ら問題になると思われるため、これを念頭に説明するが、結局のところ、鑑定の要否の判断と同じである。

繰り返しになるが、本人情報シートは診断書を作成する医師に判断資料を提供するための方策として導入されたものであるため、医師は本人情報シートの情報を踏まえて、診断書に判断能力についての意見を記載しているはずである。したがって、類型判断については、本人情報シートが提出されている事案でも基本的には診断書を参考にしている。

4 申立手続に関する問合せの対応について

親族や支援者（専門職以外）が申立手続に関して問合せをした場合、裁判所はどのような対応をしているのか。専門職や中核機関へ相談を促しているのか。

申立手続について教示を求める親族や支援者であって専門職ではないという方に関しては、後見センター窓口において手続案内を実施している。受付時間は、開庁日の午前9時半から11時半まで及び午後1時から4時までとなっている。

手続案内では、次のような内容を来庁者1組当たり20分程度の時間をかけて説明している。

(ア) 申立権、(イ) 管轄、(ウ) 取下げ制限、(エ) 裁判所への提出書面として医師作成の診断書が必要であること、診断書の作成は専門医に限らず、かかりつけの医師でも可能であること、(オ) 診断書からでは判断能力の程度に関する審査が困難である場合、あるいは、本人が手続に反対している場合、手続に反対する親族が存在する場合などについては専門医による鑑定を行う場合があること、(カ) 鑑定する際には申立人から鑑定人の費用を予納してもらう必要があり、鑑定費用は鑑定人により異なるが、10万円から20万円が目安となること、(キ) 誰を後見人に選任するかについては、裁判官の職権により判断され、希望する人物が後見人に選任されなかったことを理由に不服申立てをすることはできないこと、(ク) 不動産売却や遺産

分割、施設の入所といった申立ての理由が解決しても後見は終了せず、本人の判断能力が回復するか、あるいは、本人が死亡するまで後見が続くこと。

なお、電話で問い合わせをいただくこともあるが、その場合、管轄や申立書式の取得方法、来庁して手続案内を希望する場合の来庁時間、面接予約が必要か否か、自宅最寄りの推進機関の電話番号などは伝えているが、可能な限り、来庁して手続案内を受けるように伝えている。

また、来庁者には、申立書式一式、成年後見等申立ての手引、成年後見制度のパンフレット、マイナンバーの注意書き、後見制度支援信託及び後見制度支援預金の仕組みに沿った商品を提供している金融機関一覧などの書類を交付しているほか、東京都から提供を受けている成年後見制度に関する推進機関の相談業務や都内の社会福祉協議会等の連絡先一覧が記載されたチラシを交付している。

親族や支援者の中には、手続案内を受ける前から当センターの「後見サイト」をはじめとする各家裁のウェブサイトや、裁判所以外の各種ウェブサイトや書籍等をご覧になってある程度知識を有している方もいるが、後見等の申立てをするべきかどうかを決めかねていたり、あるいは、裁判所での手続案内を受けて、自分自身で手続を進めることに不安を覚えるという方もいる。

そのような方については、窓口や電話において専門職や社会福祉協議会への相談を勧めており、特に社会福祉協議会については、上記の東京都提供のチラシを用いるなどして相談を勧めている。

5 後見等開始審判申立ての 取下げについて

(1) 後見等開始審判申立ての取下げについて、許可されている件数、不許可となった件数について教えていただきたい。

成年後見、保佐、補助の開始及び任意後見監督人選任の各事件において、本年1月から11月までの

間の取下げ許可の件数（立川支部を含まない本庁のみの数値で自庁統計による概数）は、合計で約33件となる。取下げ不許可となった件数については統計を取っていないため、具体的な数値を示すことはできない。

次に、取下げが許可される場合について、法の規律を見ると、成年後見開始審判申立事件においては、家事法121条柱書にあるとおり、家庭裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができないとされている。この規律は保佐開始及び補助開始の各事件においても準用されており、任意後見監督人選任の事件においても、同法221条に同様の規律がある。

同法121条の文言からは家庭裁判所の許可は必要ということは分かるが、許可の実体的要件は必ずしも明らかでない。書籍などでは、立法趣旨について、自らが成年後見人となることを希望して申立てをした申立人が、成年後見人に選任される見込みがないことを知って、その申立てを取り下げることがあり、その結果、後見を開始するための要件が充足しているにもかかわらず、後見開始の審判をすることができないことは、公益性の見地や成年被後見人となるべき者の保護の観点から看過できないというような説明がなされている。

このような考え方を踏まえると、公益性と本人保護の見地から取下げを認めたとしても問題ないと考えられる事案においては、取下げを許可するのが相当だと考えられる。

(2) 取下げが許可されるのはどのような場合か。

具体的な許可の例は、まず、後見等開始の蓋然性が高くない場合がある。例えば、申立てにかかる本人の判断能力が回復したというような場合には取下げが許可されることになると思われる。ただし、後見開始の申立てがあつて、鑑定の結果、保佐相当との心証を裁判所が抱いた場合には取下げを許可するというよりは、保佐開始の申立てに趣旨変更の検討を促すというのが通常であり、直ちに取下げを許可することにはならないと考えられる。

次に、当初の申立人に比してより本人に近い親族が申立てをしたことにより申立てが競合しているような事案が考えられる。このように当初の申立人が申立てを維持する必要がなくなった場合、立案担当者の解説などにおいて、取下げが許可される例として挙げられている。

このような例のほかにも、個別具体的な事情を踏まえて、公益性や本人保護の観点から取下げを認めても差し支えないと考えられる事案においては取下げを許可することになる。家事事件手続規則78条1項には、後見開始の申立ての取下げをするときは取下げの理由を明らかにしなければならないと定められている。その理由の中で公益性や本人保護の観点から取下げを認めても差し支えないといえる事情を説明していただく必要がある。

後見事務（監督事務も含む）

1 郵便物の回送嘱託について

(1) 郵便物の回送嘱託につき、申立件数、認容件数を教えていただきたい。

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達嘱託、いわゆる回送嘱託の審判申立事件の平成30年12月から令和元年11月までの期間の本庁のみ（立川支部を含まない）の自庁統計の概数の内訳は、既済件数（上記期間に終了した件数）が153件、申立件数（上記期間に申立てのあった件数）が149件である。

この既済件数153件のうち、終局理由の内訳は、認容によるものが112件、取下げによるものが39件であり、その他の理由による既済事件が2件ある。

(2) 取下げ件数は減っているか。

成年後見事務の円滑化法が施行された後1年間（平成28年10月から平成29年9月までの期間）の数値は、既済件数190件のうち、終局理由が認容

によるものが140件、取下げによるものが50件であった。

既済件数自体が減少しているため取下げ件数も数字上は減少しているものの、既済件数に占める取下げ件数の割合は、平成28年10月から平成29年9月までの期間が約26.3%であり、平成30年12月から令和元年11月までの期間が約25.5%であり、それほど変わらないという評価もできると思われる。

(3) 郵便物の回送嘱託申立てに関して留意すべき事項はあるか。

しばしば問題になるのは、回送嘱託の必要性である。回送嘱託の必要性に関しては、民法860条の2第1項で「成年後見人がその事務を行うに当たって必要がある」と認めるときに回送嘱託ができると規定されている。この必要性については、回送嘱託が本人の通信の秘密を制約するものであることや立法時の議論などを踏まえて、かなり限定的に解釈を行っている。

具体的には、成年後見人が任意の方法では本人宛の郵便物等の存在や内容を十分に把握することができず、そのことにより後見事務の遂行、つまり、適切な財産管理に支障が生ずるような場合に限って必要性が認められると解釈している。

そのため、回送嘱託の申立てにあたっては、この財産管理上の必要性を成年被後見人が置かれている状況に応じて説明する必要がある。

その必要性については、本人の生活状況等により、ある程度の類型化が可能と考えており、申立書式は、そのことを前提としている。すなわち、本人の生活状況等を、本人が自宅で独居している場合、本人が施設に入所又は病院に長期入院しているような場合、本人が親族と同居している場合の概ね3つの場合に分けて、それぞれの場合に応じてどのような理由で郵便物の管理が困難であるかを説明する書式となっている。

特に、本人が施設に入所又は病院に長期入院をしている状況で回送嘱託申立をする場合には注意が必

要と考えており、任意の方法で郵便物の転送を受けることができないかどうか、十分検討していただく必要があると思われる。この検討が不足していると判断して、申立理由の補充を依頼する事案もまま見られるところである。

上記の任意の方法としては、成年後見人が本人の居所である施設又は病院に本人宛郵便物を転送するように日本郵便に転送届を提出し、施設が本人宛の転送郵便物を受領・管理して、成年後見人が本人を訪問した機会に施設から成年後見人に郵便物を引き渡すという方法が考えられる。このような方法であれば、後見人は任意の方法で郵便物を管理することができるため、任意の協力態勢を取ることができないかについて検討していただく必要があると考えている。

このような協力態勢への対応の可否は、施設や病院によって異なるようである。そのため、回送嘱託申立てをする際には、成年後見人において、施設や病院に問い合わせ、そのような協力態勢を取ることの可否を個別に確かめて、裁判所に報告をする必要があると考えている。一旦申立てがされた後、上記のような協力態勢を取ることができないか裁判所から成年後見人に検討を依頼し、成年後見人から施設や病院に確認をしたところ、そのような協力態勢を取ることができたため、回送嘱託申立てが取り下げられたという例も見られる。

また、回送嘱託の必要性に関して、後見センター作成書式には、成年後見人に選任されてから1年以上経過した後における初回の申立て、又は、再度の申立ての場合について、それぞれ具体的事情を説明する欄を設けている。

成年後見人に選任されてから1年以上経過しているような場合、初回報告があり、場合によっては第1回目の定期報告も経ているため、成年後見人は通常は本人の財産関係を把握しているはずであると考えている。それにもかかわらず、回送嘱託の必要性がある場合は、それまでの間、財産や収支の管理やその把握について何らかの支障が生じていたような場合に限られると考えられる。そのため、成年後見人に選任されてから1年以上経過した後に初回の回送嘱託

申立てを行う場合にはどのような支障が生じていたかという点について、具体的な事情を説明していただく必要がある。

1度回送嘱託が認められると、成年後見人は本人の郵便物の回送を受けることができる。それによって本人の財産状況を把握して、具体的には郵便物の差出人に連絡を取り、以後は本人ではなく、成年後見人宛に郵便物を送付するように求め、それで管理をするということが考えられる。したがって、原則6か月間の回送を1度受けた後、再度の申立てをする場合には、成年後見人は、その初回の6か月間の回送期間の間に財産や収支の状況を把握できなかった具体的な事情を説明していただく必要がある。再度の申立ての必要がある場合というのはそれほど多くはなく、特に1年以上の回送、つまり、再々度申し立てた場合に、その必要性があることはほとんどないのではないかと考えている。

2 死後の財産引継ぎについて

後見監督人は、遺言書の内容に基づいて財産が引き継がれることを確認する必要があるか。

本人死亡後の後見人等による財産の引継ぎは、財産の正当な権利承継者や管理者に対して行う必要があるといえる。したがって、本人の遺言書が存在する場合には、後見人等は、遺言書の内容を確認した上で、その内容に従って引継ぎを行う必要がある。

遺言書が存在する場合、その遺言書には、遺言執行者、指定相続人あるいは包括受遺者が指定されている可能性がある。その場合、後見人等においては、遺言書において指定された財産の正当な権利承継者や管理者であるところの遺言執行者、指定相続人あるいは包括受遺者に対する引継ぎを行う必要がある。

したがって、監督人の監督業務においても、後見人等によって遺言書の内容に沿った財産引継ぎがなされたことを、きちんと確認する必要がある。

3 親族による記録の閲覧謄写について

親族が、後見記録の開示を求めて謄写申請をした場合、開示に関して、何か基準等があるか。その際、後見人に意見照会をするか。後見人に意見照会をする場合、後見人の意見は、どの程度考慮されるか。

家事審判事件の「当事者」から当該事件の記録の閲覧謄写請求がなされた場合、裁判所は原則として、これを許可しなければならない、一定の例外的事情がある場合に限り、許可しないことができるとされている（家事法47条1項、3項、4項）。

この場合の例外的な不許可事由（家事法47条4項）としては、①事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがあると認められる場合、②当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあると認められる場合、③当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又は名誉を著しく害するおそれがあると認められる場合、④事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に閲覧謄写を許可することを不適当とする特別の事情があると認められる場合が規定されている。

これに対し、「当事者」ではなく、「利害関係を疎明した第三者」から閲覧謄写請求がなされた場合には、「相当と認めるとき」に限り、これを許可することができる（家事法47条5項）。

なお、後見等関係事件においては、通常、「相手方」の存在を觀念し得ないので、ここにいう「当事者」とは、当該事件における申立人および参加人（家事法41条、42条）を指している。また、後見等関係事件には、開始申立事件（基本事件）のほか、報酬付与申立事件、居住用不動産処分許可申立事件、辞任許可・選任申立事件、監督処分事件など、様々な事件が含まれている。したがって、ひとえに後見等関係事件といっても、当然ながら、その事件ごとに申立人が誰かは異なっている。また、職権立件事件の

場合にはそもそも申立人が存在しない。したがって、閲覧謄写を請求する者が、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」のいずれに該当するかは、閲覧謄写請求の対象となるのがどの事件の記録なのかによって異なってくる。

本人の親族から記録の謄写請求があった場合には、記録の謄写請求の対象となる事件がどのような事件なのかに応じて、当該親族が「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」のいずれに該当するかを判断した上、前述の家事法47条の要件に照らして、事案に応じた個別判断を行っていくということになる。

また、許可するか否かの判断に際して、後見人等に意見照会を行う場合もあり、その場合は、後見人等の意見も考慮した上で判断を行っている。ただし、当該意見照会を行うか否か、あるいは、どの程度その意見が考慮されるのかについては、事案の内容に応じた個別判断という側面があり、一般論を述べることは難しい。

4 定期報告外の報告を要する場合について

どのような場合に、定期報告ではなく、臨時の報告をすべきか。例えば次のような場合、その都度、報告したほうがいいのか。監督人が選任されている場合はどうか。

- ・入院した場合
- ・大きな財産変動があった場合（不動産や株を売却した、相続したなど）
- ・訴訟による和解が成立したなどの場合
- ・住所を変更した場合

(1) 臨時報告の要否について

東京家裁後見センターにおける現在の運用として、定期報告のほかに、連絡票によって、その都度、裁判所に報告いただきたい事項一般については、『成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック（Q&A付き）』に記載しているので参照していただきたい（後見サイトに掲載あり。常に最新版をチェックいただきたい）。

後見制度支援信託・支援預貯金

1 専門職関与の要否について

親族後見人のみの場合、後見制度支援信託を利用する場合には信託等後見人の選任が必要となると理解しているが、後見制度支援預貯金の場合には専門職の関与なしに利用できるか。

東京家裁後見センターにおける現在の運用を述べると、後見制度支援預貯金については、平成30年6月の当庁における後見制度支援預金の運用開始後、現在に至るまで、管理継続中の事案（いわゆる「継続事案」）のうち、親族後見人において単独で支援預貯金の利用を検討することが相当と認められる事案について、専門職の関与を不要とする旨の運用を行っている。

他方で、後見開始直後のいわゆる「新規事案」に加え、「継続事案」のうち、本人の収支状況が不安定であるとか、親族後見人の理解力などの事情に鑑み、親族後見人において単独で支援預貯金の利用を検討することが相当ではないと判断される場合には、専門職の関与を必要とする旨の運用を行っている。

なお、親族後見人が後見制度支援信託を希望する場合には、現状、「新規事案」か「継続事案」かを問わず、一律、専門職の関与を必要とする旨の運用を行っている。ただし、後見制度支援信託を利用する際に専門職の関与をどこまで必要とすべきかという点については、現在、中央において専門職団体も交えた議論が続いていると認識している。当庁においても、親族後見人らの強い要望や、基本計画が掲げる不正防止の徹底と利用しやすさの調和の観点に鑑み、この点については、中央での議論の推移を見極めた上で、改めて検討したいと考えている。

2 商品・金融機関の選択について

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金に関して、どちらを選択すべきか、いずれの金融機

当該ハンドブックでは、定期報告外で裁判所への連絡が必要な場合として、①本人・後見人等の転居・死亡、②初回・定期報告の遅延見込み、③大きな財産（不動産等）の処分、④遺産分割・相続放棄、⑤多額の金銭受領（不動産売却代金、遺産、保険金等）、⑥高額商品（1件50万円以上の商品・サービス）の購入、⑦債務の返済・立替金の清算を挙げている。

ハンドブックでは、それぞれの場合について、裁判所がどのような点の説明をいただきたいか、どのような資料を求める場合があるかなどを記載した上、連絡票の記載例も併せて載せているので、定期報告外の連絡が必要になるかどうか迷った場合の判断の参考にしていただきたい。

(2) 説例の各場合について

ア 本人が入院した場合に、逐一報告する必要はない。ただし、入院が長期に及ぶなど、本人の居所の実質的な変更につながり得るような場合は、報告していただきたい。

イ 大きな財産変動があった場合（不動産・株の売却、相続等）は、その都度、連絡していただきたい。特に、大きな財産の売却の際には、契約前に事前の連絡、事後に入金の報告をそれぞれしていただきたい。

ウ 訴訟による和解が成立したなどの場合、和解の成立等によって、本人の資産に大きな変動が生ずる場合には、定期報告を待つことなく連絡していただきたい。

エ 住所を変更した場合、本人・後見人等のいずれの転居についても、住民票の写しなどを添付して、その都度、連絡いただきたい。

(3) 監督人が選任されている場合について

前述の定期報告外の連絡の要否の点は、監督人が選任されている場合であっても、事情は変わらない。その場合は、定期報告の際と同様に、監督人を通じて裁判所に対して報告していただきたい。

関を使うべきか、また複数の金融機関を使うことが可能かという点についての一般論。

後見制度支援信託に加え、後見制度支援預貯金の取扱金融機関の拡大に伴い、不正防止を目的とした同様のスキームによる口座開設の選択肢は増えつつある。

支援信託と支援預貯金のいずれを利用するのか、いずれの金融機関を利用するのか、また、複数ないしは数行の口座を設定するのか否かといった点については、裁判所としてはいずれも後見人の合理的裁量に任されているものと考えている。本人の預貯金の具体的状況や各支援信託・支援預貯金における取扱店舗・契約条件等には様々なバリエーションがあるので、後見人は、それらを踏まえて本人の利益の観点から適宜判断してよい。この点で、いわゆるペイオフの観点から、預金の安全を図るために、複数口座の支援信託・支援預貯金を設定することも、基本的に後見人の裁量の範囲内と考える。

もっとも、当庁では、後見人による預貯金管理につき、管理の透明性などの観点から、従前より、なるべく管理口座をまとめることを推奨してきているという経緯がある。当該趣旨は、支援信託・支援預貯金の場面でも否定されるものではない。したがって、事案の具体的事情に照らして、特段の必要性が認められないのにむやみに口座を増やすというやり方をしていると見受けられる場合には、裁判所の方から後見人に対して口座を増やす必要性について追加で説明を求めたり、場合によっては、相当ではないという判断からほかの選択を求めたりすることもあり得る。

その他裁判所への質問

付加報酬について

付加報酬について、付加をした場合としなかった場合の具体例を教えてください。

例えば、大規模修繕を行うこととなった場合に、その修繕にかかる請負契約を締結することは付加事情になるか。付加事情になるとして、契約の締結だけを行う場合と、現地で修繕にも立ち会う場合とで、付加の度合いは異なるか。

また、被後見人からの連日の電話に対応した場合やゴミ屋敷のゴミ撤去作業に立ち会った場合なども付加事情となるか。

(1) 付加報酬について

東京家裁後見センターにおける現在の運用を述べると、「付加報酬」とは、後見人等の職務遂行に際し、後見人等として通常行うことが想定されている業務の範囲を超えて行った行為（管理財産額に応じた基本報酬において評価されているとはいえない行為）について、当該労力の程度、それにより本人が得た利益（経済的に評価できる利益のみならず、経済的に評価し得ない利益も含む）などを考慮して、これを金銭評価するものである。

(2) 報酬付与申立事情説明書について

付加報酬を付与するか否かは、報酬付与申立書とともに提出いただく報酬付与申立事情説明書において、「□…について、付加報酬を求める」という欄にチェックがされ、その次頁以下において対象となる行為等が特定されている場合に、裁判所において検討の対象となるのが原則である。

報酬付与申立事情説明書の書式（東京家裁が現在提供しているもの）に挙げられている、①訴訟、②調停及び審判手続における対応、③遺産分割協議、示談等の手続外合意における対応、④不動産の任意売却、⑤保険金の請求手続及び⑥不動産の賃貸管理については、特段の事情がない限り、いずれも付加報酬の考慮対象としている。ただし、報酬付与申立期間中に本人が現に経済的利益を得ていない場合には、裁判官ごとの個別判断にもよるが、当該期間においては付加報酬として考慮せず、本人が現に経済的利益を得た時点で全体として付加報酬の対象として考慮することが多い。

その他、報酬付与申立事情説明書の「その他の行為」欄には、後見人等により、上記以外の財産管理や身上監護に関する様々な行為が記載されて報酬付与申立てがなされているのが実情である。その場合は、裁判官が、当該行為について、後見人等の通常業務の範囲を超えているか否かを、事案の内容に応じて個別に判断している（当庁の平成25年1月1日付け「成年後見人等の報酬額のめやす」に記載のとおり、身上監護等に特別困難な事情があった場合に、付加報酬の対象として考慮することとしている）。当該判断については、後見人等から付加報酬を求められる行為が様々であり、それぞれの事案に応じた個別判断という側面があることから、付加報酬を求められて付加した例と付加しなかった例を裁判所の側で整理してお伝えすることは困難である。

(3) 設例に対する回答について

設例については、前述のとおり事案に応じた個別判断による面があることから、一般的・類型的な回答は難しいが、考え方の方向性という限度において、以下のように考えられる。

ア 大規模修繕における請負契約締結や現地での修繕工事立会いについては、請負契約締結に先立つ事情調査、業者選定・条件交渉、裁判所への事前連絡等の一連の活動が必要と思われるので、通常は、請負契約の締結行為自体が、後見人等の通常業務の範囲を超えていると判断し得るものである。また、現地で必要とされる修繕工事への立会いを行ったというような場合には、更に労力を要したと評価できる。したがって、請負契約の締結をもって付加報酬の考慮対象とすることや、現地で必要とされる修繕工事への立会いを行った場合に、当該労力の程度を考慮して一定の範囲で付加の度合いを増すという余地は、十分にあると考えられる。

イ 被後見人からの連日の電話対応については、当該電話対応の内容や頻度に応じて、後見人等の通常業務の範囲を超える困難事情への対応をいただいたものとして、付加報酬の考慮対象とする余地は十分にあると考えられる。

ウ 「ごみ屋敷」におけるごみ撤去作業については、当該作業に係る請負等の契約を締結するほか、その請負業者等から、作業過程におけるもろもろの確認のために後見人等の立会いを求められるなど、作業過程への立会いが必要となる場合があると考えられる。後見人等が当該契約を締結し、かつ必要な立会いを行ったとすれば、通常は、当該契約締結及び立会いをもって後見人等の通常業務の範囲に含まれるものとはいえず、付加報酬の対象になり得るものと考えられる。

後見人等の選任

1 はじめに

(1) 最近の動き等

平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という）が平成29年3月24日に閣議決定された。

国の基本計画では、成年後見制度が社会生活上の大きな支障が生じない限り、あまり利用されていないことがうかがわれること、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されていること、後見人等を監督する立場の家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であることなどから、利用者がメリットを実感できていないケースが多いこと等を踏まえ、そのメリットを実感できる制度、運用への改善を進める必要があるとされている。

そのために様々な施策が打ち出されており、その中で、財産管理のみならず、意思決定支援、身上保護も重視した制度、運用とすることや、家庭裁判所が適切な後見人等の選任をすることができるための方策を検討するものとされている。

(2) 専門職団体と最高裁判所との議論状況及び情報提供

国の基本計画を受けて、平成30年6月以降、専門職団体（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会）と最高裁判所との間で、後見人の選任の在り方などについて中央レベルでの意見交換が行われた。その結果、認識共有が図られた内容について、平成31年1月に、最高裁判所から全国の家庭裁判所に情報提供がなされた。主な内容は、①身上保護等の観点も重視した後見人の選任を行う、②中核機関、あるいは、専門職による親族後見人支援の必要性を確認する、③選任後も必要に応じて選任形態を柔軟に見直すことにする、というものである。

これについて、平成31年春頃の新聞報道等では、親族を積極的に選任するというような趣旨で報道されたが、要は、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合にこれらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましいということであり、親族等の候補者が後見人にふさわしいかどうかは、個別に事案ごとに検討することが前提になっている。そのため、全ての事案で当然に親族を後見人として選任するというわけではない。

家庭裁判所が後見人を選任するに当たっては、その候補者、親族等が後見人に選任することが相当でない事情、例えば、親族間の対立の有無や、想定される課題の専門性、候補者の能力適性、不正防止の必要性などを勘案し、その親族等の候補者が本人のニーズ、課題に対応できるかどうかを検討していくことになる。その結果、当該事案で後見人としての適格性があると判断された場合、中核機関の支援が見込まれるときは、中核機関の支援の下に単独で選任されることが考えられ、中核機関の支援が見込まれないときには、必要に応じて専門職の関与が想定される。専門職の関与の仕方は、複数後見人として関与する場合も、監督人として関与する場合も想定される。

また、いったん後見人等を選任して後見等が開始

した後も、例えば、課題が解決した場合や、逆に新たな課題が発生した場合等には、後見人等の選任形態を柔軟に見直すことが前提となっており、必要に応じて、後見人の交代や追加選任等を行うこととなっている。

2 現在の東京家庭裁判所の運用

(1) 近年における親族後見人の選任件数の推移

近年、親族後見人の選任件数は増加傾向にあるか。親族後見人の選任割合は全体の何割くらいか。

ア 全国の統計数値（最高裁判所ウェブサイト）

親族が後見人等に選任された割合の全国の統計数値は、最高裁判所のウェブサイトに公表されている。これによると、現在の成年後見制度が始まった平成12年4月からの1年間では親族後見人の割合は9割を超えていた。しかし、5年後の平成17年度で79%、そのさらに5年後の平成22年（1月から12月の統計、以下同じ）は58.6%となっており、年々親族の選任割合は低下している。親族後見人の割合が50%を切ったのが平成24年であり、直近では平成27年が29.9%で3割を切っている。平成28年には28.1%、平成29年には26.2%、公表されている一番新しい数値である平成30年は、23.2%まで低下している。

冒頭で示した東京家裁管内のみの統計数値では、親族の選任割合が26.5%であり、全国平均の23.2%より若干高い数値になっている。

イ 補足説明

親族が20%台しか選任されていないということが、親族が後見人に選任されないというイメージの固定化につながっているとも思われるため、統計数値について、補足説明をしたい。

① 複数選任の統計上の処理について

複数選任の場合、本人との関係性が異なるものはそれぞれ1件ずつという形で複数計上されている。

平成30年の全国の統計上、認容で終局した件数は3万3864件であり（これは概ね本人数とイコールと考えてよいと思われる）、後見人と本人との関係別の選任件数の総数3万6298件との差（2434件）は、関係性の異なる複数選任であったことがうかがわれる。後見人と本人との関係性については、例えば、本人のきょうだいが2人選任された場合は1件としてカウントされるが、きょうだいと親だと別々にカウントしている等、若干複雑な扱いをしているため、必ずしも正確な言い回しではないが、複数選任の場合は専門職と親族のケースが多いことから、認容で終局した件数のうち、1人でも親族が選任された件数というのは概算で8428件（24.9%）程度ではないかと思われ、全国平均の親族後見人（23.2%）と比べて、若干高い数値になると思われる。東京家裁管内の数値で同じような計算をすると、1人でも親族が選任された割合は約28.7%となり、全国平均値より少し高くなる。

なお、統計の数値は、開始時のものである。後見等開始時に専門職が選任されて、その後、例えば、課題が解決したため専門職から親族にバトンタッチしたようなケースも専門職選任としてカウントされており、途中で親族に交代したケースはこの数値には反映されていない。また、専門職と親族との複数後見の場合は、専門職と親族とそれぞれカウントされるため、相対的には親族の選任割合が下がるということになる。新規信託案件のようなケースでは、東京家裁の場合は親族後見人と信託後見人の複数選任という形を取っているが、全国的に見た場合、新規信託事案で開始時には信託後見人（専門職）だけを選任し、信託が終わった後に親族後見人に交代するリレー方式の運用をしている家裁もあり、このような事案は、長期的、実質的に見ると親族後見人事案といってもよいと思われるが、統計上は専門職単独選任としてカウントされることになる。

いずれにしても、専門職がいったん選任されると最後までずっと就いているという固定観念、そのため親族がまったく関与できなくなるのではないかと

いう懸念が、制度の利用控えや専門職が選任されることに対する強い抵抗感につながっている事例もあるように感じており、専門職の関与の在り方として、必要なときに関わるものであるという説明を親族にしていくということも重要と考えている。

② 首長申立て・本人申立ての割合

後見等開始事件の申立人の内訳を見ると、平成30年の全国の統計数値では、市区町村長の申立て、いわゆる首長申立てが21.3%に上っており、首長申立ては年々増加傾向にある。また、本人申立ても全国の統計で15.8%あり、首長申立てと本人申立ての合計が37.1%になる。この種の事案は親族が候補者になることはまずない事案である。

実務上、親族が候補者となる事案は、親族が申立人であるものにほぼ限られている。親族申立ての割合は、平成30年の全国統計で全体の59.7%であり、もともと親族が候補者になり得る事案が約6割しかないといえる。

③ 親族申立てで第三者専門職を候補者とする申立て

また、親族の申立てではあるが、候補者は親族ではなく第三者専門職というケースがとて多いという印象を持っている。候補者の統計はないので、あくまで個人的な感覚の話になるが、おそらく東京家裁本庁では、親族申立て事案のうち、半分程度は専門職が候補者になっている事案という感触を持っている。

親族が申立人なのになぜ第三者専門職が候補者なのかという経緯については、家庭裁判所の方で個別に確認するようなことはしていない。そのため推測になるが、申立書類を見ると、申立人である親族自身が支援を要するような状態である場合や、本人と疎遠な親族が申立てをしており、申立てにはかろうじて協力が得られたが、後見人にはなれないという親族が多いためと思われる。

このような状況から、候補者となり得るような親族がいないケースでの成年後見制度の利用がなお多い、つまり、基本計画で指摘されているように、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後

見制度が利用されていないことの現れではないかということが推測される。身近な親族がいるような事案での申立てが増えると、この数値も変わってくるのではないかと考えている。

また、一方で、家族の在り方や考え方の影響、例えば、本人の方で親族の世話になりたくないという意向を有しているというケースもあり、親族の方が後見人を務めるだけの経済的、精神的、時間的余裕がないというケースもあると考えられる。

④ 候補者一任のケース

候補者が一任のケースは、全国的には必ずしもそうではないのかもしれないが、東京家裁本庁で見る限り、非常に少ないという印象がある。なぜ候補者一任なのかという理由までは確認していないため推測になるが、記録からうかがわれる事情からすると、親族間対立があるので最初から一任で申立てをするケースや、推進機関が事前の候補者調整をしたが、候補者のなり手が見つからないケースというのもあるように思われる。

(2) 専門職（名簿登載者）が候補者である場合

専門職（名簿登載者）が候補者として申立書に記載されている場合で、その候補者を後見人等に選任しない場合はどのくらいあるか。

その場合、選任しない理由にはどのようなものがあるか。

申立書の候補者欄に専門職の名前が記載されている場合は、裁判所が、例えば、ほかに親族に候補者となるような人がいないかどうか探索するような運用はしていない。また、なぜ親族が候補者にならないのかもあえて詮索はしていない。専門職の候補者をそのまま選任することが圧倒的に多い。

名簿登載の専門職候補者を選任しない場合の統計は取っていないため、件数や割合は分からないが、家裁後見センターの認識としてはレアケースである。

専門職候補者が選任されないケースとしてあり得るのは、親族間対立があり、申立人が立てた候補者で

ある場合、申立人の意向を汲んだ候補者であるという理由で、他の親族が反対しているというようなケースが挙げられる。もっとも、補助類型の場合は、本人がその候補者を希望している場合は、ほかの親族が反対していてもそのまま選任するというケースもあり、ケース・バイ・ケースではある。

また、これもレアケースで、厳密に言うとは候補者の変更というべきものであるが、手続を進める中で、申立人や本人が、申立段階から気が変わって、別の候補者でお願いしたいと述べることもある。

ところで、平成30年の全国統計で親族後見人が選任される割合は23.2%という状況であるが、前に述べたように、そもそも親族による申立てが全体の6割ほどしかなく、そのうち半分ぐらいは第三者専門職が候補者であると思われるため、親族を候補者とする申立ては3割くらいの印象である。その中で、候補者である親族を選任できないケースは全体の中では少ないという印象である。先ほど申し上げたとおり、東京家裁では1人でも親族後見人が選任された割合は約28.7%であり、親族の候補者はおおむね選任されていることになると思われる。また、推進機関や専門職が客観的な立場で関与して申し立てられた事例では、ほとんどのケースで適格性のある親族候補者が立てられていると認識している。

他方、親族の候補者が選任されない場合の典型例は、親族間対立が存在するケースであり、一定数が存在している。数の上では少ないが、紛争案件で対立が激しいので、親族の候補者が選任されなかった、あるいは、選任した第三者の専門職が自分の思うとおりに動いてくれない、という不満が出やすく、選任されなかった例として関係者に対して強い印象を残すことがあると思われる。

他に、親族の候補者が選任されないケースとして、東京家裁ではまれであるが、申立手続に専門職や推進機関が一切関与しておらず、自力で親族が申立てをした案件で、書類等に不備が非常に多く、裁判所のほうで説明をしてもなかなか手続が進まず、結局、候補者自身が、自分には無理ですと言って辞退するというケースもある。

親族間対立などの親族等後見人を選任することが相当でない事情がある場合は別として、そのような事情がない場合で、候補者の能力や適格性に不安があると感じられるケースの場合、最近の東京家裁の傾向としては、直ちにその人を選任しないのではなく、選任した上で、専門職との複数後見や、監督人選任という形をとることが多いと思われる。

もっとも、親族の候補者の適格性に問題があるケース、例えば、候補者親族が事実上本人の預金等を管理しているが、不自然に資金が流出している等の事情が認められるケースでは、親族の候補者を選任しないことがある。

3 後見人等選任の在り方

(1) 専門職の選任の在り方

親族後見人に対して、専門職が複数後見として選任されている場合と、後見監督人が選任される場合との違いについて、教えていただきたい。

平成30年6月から専門職団体と最高裁判所との間で中央レベルの意見交換が行われたが、その中で、専門職が後見人として複数後見という形で関与する場合と、監督人として関与する場合の違いについて、次のような説明がされている。

ア 親族等の候補者が、本人のニーズ、課題に対応できるかどうかを検討して、中核機関等の支援があれば対応できる場合は、親族を選任した上で、監督人を付し、又は親族単独の選任とする。

イ 中核機関等の支援があっても対応が困難という場合は、専門職等との複数選任にし、場合によっては専門職のみの単独選任とする。

ウ 「中核機関等による支援」とは、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合も含む趣旨である。

一般論としてはこのような説明でよいと考えているが、現場ではなかなかそのとおりにいかないこともあると思われる。

その理由の一つは、後見等の開始時点で、裁判所が候補者の能力、適性を見極めるというのはなかなか難しいという問題がある。必要な情報の収集に限界があり、しばらくの間、後見事務をしていただいて初めて分かることもあるため、いったんはいずれかの形で選任し、その後、初回報告、定期報告を見た上で、選任形態を見直すということがある。

もう一つは、専門職による支援の在り方に多様性があるということである。中核機関等による支援があれば親族において対応できる場合は監督人選任、という整理がされているが、親族が専門職との複数後見を希望しているようなケースでは、課題への対応力のある親族候補者であっても、あえて監督人にするのではなく、複数後見とする例が実際にある。監督人については、原則として自薦を認めない形で運用していることもあり、複数後見を親族が積極的に希望している場合は、複数後見にすることはあろうかと思われる。

(2) 申立段階の資産調査

申立段階における本人の資産調査は、どの程度する必要があるか。

例えば、区長申立ての場合、本人の資産状況の把握には限界がある。

裁判所が後見人を選任するに当たっては、本人のニーズ、課題を踏まえて、課題の難易度、候補者の能力、適格性、不正防止の必要性などを考慮するが、特に財産管理面におけるニーズ、課題に対応できるかどうかを検討するに当たり、本人の資産状況が手掛かりになる。そういう意味では、資産状況が的確に把握できていた方が望ましいといえる。また、保佐、補助類型では、代理権付与の申立てをされることがままあるが、代理権が必要かどうかに関しても、資産状況が不明だと検討ができない場合もあろうかと思われる。

そのような意味で、家庭裁判所としては資産状況の調査を原則としてお願いする、というスタンスになる

が、申立時における本人への支援体制の状況いかによっては、資産を把握することが容易でないというケースはあると考えられる。特に申立ての直前まで、行政、地域、あるいは、親族の支援の手が行き届いていないケースなどでは、申立時の財産目録や収支予定表がほぼ不明という形で申し立てられるケースもままある。

財産管理権のない申立人や支援者がその全容を調査するには時間も労力も掛かり、できないことも多いと思われる。調査に長時間を要していると、その間、本人が成年後見制度の保護のない状態のまま、長期にわたってその状態で置かれてしまうということになり、そのこと自体、望ましいことではない。そのため、調査に困難が予想されて、時間がかかるであろうものについては、選任後の後見人による調査に委ねる方がよいと考えられることもあると思われる。

そのように考えると、具体的にどこまでというところを示すのは非常に難しく、ケース・バイ・ケースの判断にならざるを得ないが、分かる範囲で調査していただき、分かっている範囲で開始選任の審判をして、初回報告で判明した資産状況に応じて、選任形態を見直したり、場合によっては必要な代理権付与の追加をしていくというようなことが現実的な対応であると思われる。

4 監督人に求められる役割

(1) 最近の動き

日弁連をはじめとする専門職団体と最高裁との間では、基本計画を踏まえ、後見監督人に期待される役割等についても中央レベルで意見交換がなされた。その結果、一定の認識共有に至ったとして、令和元年8月に、その内容が最高裁から全国の家裁に情報提供されている。

その内容については、弁護士会にも情報提供されていると思われるが、大きな柱として、次のようなことが指摘されている。すなわち、親族後見人に監督人が付されるような場合において、監督人には、後見人による不正行為の防止という観点からの役割だ

けではなく、より広く後見人による不適切な後見事務を防止するための支援という観点からの役割も期待される、とされている。例えば、財産調査、財産目録作成についての指導・助言、後見事務上の課題対応に関する相談対応・指導・助言、後見人の裁量の範囲内かどうかについての相談対応・指導・助言、初回報告や定期報告時における指導・助言などがこれに当たる。

東京家裁としては、こうした監督人による支援的役割について、これまでになかった全く新しい役割が追加されたものとは受け止めていない。従来から、監督人には、親族後見人による不適切な後見事務を防止するための指導、助言などをやっていただいており、事案によってはそのために大変なご苦勞をいただいている案件もあるものと承知している。今般の中央レベルでの意見交換では、基本計画を受けて、こうしたこれまでの監督人の活動が新たに再認識されるに至ったもの、と考えている。もっとも、そうした監督人の支援的役割が、親族後見人など利用者にも広く認識されることで、専門職の関与に対する理解が深まるきっかけになるのではないかと期待しているところである。

(2) 中核機関の役割と監督人の役割(すみ分け)

国の基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて中核となる機関を各地域に設置することとされており、この中核機関は、広報・相談・制度利用促進の各機能のほかに、後見人支援機能を担うものとされている。この後見人支援機能とは、具体的には、親族後見人等の日常的な相談に応じるほか、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援するものとされている。

そうすると、後見監督人による支援と中核機関による支援との関係がどうなるのかという疑問も生じ得るが、両者は、重なる部分もあるものの、目的や内容に差があるものと思われる。

中核機関は、福祉、医療、地域等の関係者によるチーム体制を構築し、専門的知見を要する案件では

専門職の協力を得られるような仕組みを作ることとされており、中核機関による支援は、主にこれらの関係者がチームとして行うものを想定しているものと解される。そして、福祉サービスとして提供される支援という性質上、後見人が任意に中核機関の協力を得るという仕組みが前提になるものと解される一方、中核機関による支援について、中核機関が監督責任を問われるということは、一般的には想定されない。

他方、専門職たる監督人による支援は、当該案件において、法律上求められる監督事務の範囲内で、後見人による事務が適切に行われているかを監督する立場から行われる指導、助言であり、後見事務が不適切であった場合には、状況次第では、監督人の監督責任を問われる可能性がある。しかし、後見事務のうち後見人の裁量の範囲内とされるような方針決定等について、監督事務の範疇を超えて、専門外の分野を含めた幅広い分野にわたる情報・ノウハウを福祉サービスとして支援するようなことまで必ずしも求められているわけではない。

中央での意見交換の結果によれば、中核機関が整備されるまでの間における過渡期の運用を念頭に、後見監督人の支援的役割を期待した運用が考えられるとしているが、中核機関による支援と後見監督人による支援に違いがあることを考慮すると、中核機関が整備された後においても、それぞれに支援的役割が期待される場面はあるように思われる。

(3) 任意後見監督人について

任意後見と通常の後見とでは、監督事務の内容に異なる扱いがあり得るか。

後見監督人に期待される役割等に関する専門職団体と最高裁との意見交換の内容について、東京家裁としては、主として法定後見における後見監督人を念頭に置いたものと受け止めているが、任意後見監督人に共通の部分も少なくないと思われる。もっとも、任意後見監督人には、重要な財産行為についての同

意（民法864条）の規定が準用されておらず、任意後見人の代理権が事案ごとに異なるほか、任意後見人には行為能力の制限を理由とする取消権がなく、また、たとえ後見事務において大きな課題がなく後見人が事務に習熟していたとしても、監督人が辞任することはできないなど、法定後見と相違する点も少なくない。

実際、監督人事務の実態・実情として、任意後見と法定後見とでどのように異なるのかについては、家庭裁判所として十分把握できていないところが多く、今後、専門職の皆様からの情報提供をいただきながら確認していく必要があるのではないかと感じている。

中核機関との関係

1 専門職による中核機関の利用

国の基本計画に基づき、各地域に中核機関が設置された場合であっても、専門職が申立代理人として後見等開始の申立てをする際に、中核機関を通す必要はないものと理解しているが、そのような認識で合っているか。

東京家裁では、在京の専門職団体等と協議して作成した「基本計画が想定する後見制度ないし運用の在り方（メモ）」と題する通称「家裁メモ」という書類を平成30年3月28日付けで発出し、東京三弁護士会にも提供している。この家裁メモにも記載されているとおり、中核機関による申立て支援については、申立人等の意に反する形で中核機関の支援の対象とすることはできないという考えが大前提となっている。実際に個別案件の様々な事情により中核機関との関わりについて消極的とならざるを得ないケースもあると考えられるため、個別事案ごとの判断に委ねることで差し支えない。

他方で、専門職が申立代理人として関わるケースの中には親族後見人が単独で選任されるケースがあ

り、選任後に親族後見人が中核機関と関わりを持ち支援を受けることが望ましいケースもある。自治体・推進機関へのアンケートでも、推進機関で親族後見人を支援したいがその情報がない、親族後見人が推進機関に相談できることを知らない人が多い、推進機関として申立て支援から関わっていないと状況が見えず対応が難しい等の意見が出ており、親族後見人が選任後に中核機関と関わりを持ち支援を受けることが望ましい場合には、ご配慮いただけると幸いである。

2 中核機関と家庭裁判所

専門職後見人としては、大きな資産変動を伴う行為等の重要な事項に関して意見を求める先は、中核機関ではなく、東京家裁後見センターである、という理解で合っているか。

(1) 監督と支援

家庭裁判所は、後見人等に広範な裁量権があることを前提に監督を行っており、裁量権の逸脱、濫用がないかどうかとの観点で後見事務の確認をしている。仮に問題があれば指導・助言を行い、裁量権の逸脱、濫用が認められた場合には、追加選任や解任等の手続を検討する。

他方で、中核機関は、監督ではなく支援することが求められ、後見人等の裁量権の範囲内の事務や方針について、相当性の検討やサポートを行うことが主な役割となる。中核機関の支援の対象は、主に親族後見人が念頭に置かれていると思われるが、当然、専門職後見人も支援対象となり得る。

(2) 家庭裁判所への相談

後見人等の後見事務の方針には複数の選択肢があり、そのいずれを選択するかは後見人等の裁量に委ねられているため、後見事務を遂行するにつき、原則として、逐一家庭裁判所の許可を得る必要はない。ただし、裁量権の逸脱、濫用のおそれがないかどうか懸念されるケースは、家庭裁判所にご相談いただく

ことがむしろ望ましいといえる。この場合、家庭裁判所に意見を求めるというよりは、後見人等が方針を示し、裁量権の逸脱・濫用がないかご相談いただくことが望ましい。

もっとも、どのような事項が明らかに後見人等の裁量権の範囲内といえるかの線引きは非常に難しい。たとえば、3万6000円の車椅子を購入する場合、車椅子の機能・価格は様々であり、レンタルや借りるという選択肢もある。また、台風で本人の自宅の屋根が破損し、その応急補修のために40万円かかるという場合、工事の範囲、業者の選定、金額の相当性等、色々と検討すべき事項は存在する。しかし、これらはいずれも原則として後見人等の裁量権の範囲内での判断であり、本人が車椅子を必要としていないにも関わらず購入しようとする場合等の例外を除き、事前に裁判所が許可する事項ではないと考えている。この種の相談について裁判所に相談された場合には、実務上はほとんど家庭裁判所から指導することはないと思われる。東京家裁では、50万円を超える支出がある場合には連絡票による報告をお願いしているが、この場合も家裁の「許可」を要するという趣旨ではない。

また、本人が在宅生活を継続するか施設に入所するのが良いのかという問題も非常に大きい問題ではあるが、本人の状況に応じたきめ細かな判断ができるのはまさに後見人等であるため、基本的に後見人等の裁量に委ねられるものと考えられる。

他方で、高額な資産を売却する場合や本人以外のための支出をするという場合は、結果的には問題のないケースが多いが、色々な問題が生じることがあるため、裁判所にご連絡いただきたいと考えている。

裁判所からのお知らせ

後見制度支援信託・支援預貯金の取扱金融機関の拡大について

(1) 平成31年4月に、全国の農業協同組合（JA）

において後見制度支援貯金の取扱いが開始された。その後、メガバンクでは、みずほ銀行が令和元年5月27日から全店舗において、三菱UFJ銀行が同年6月17日から全店舗において、三井住友銀行が同月24日から一部の店舗において、それぞれ後見制度支援預金を導入している。他の道府県に本店があって、東京都内に支店を有する地方銀行で後見制度支援預金の取扱いを開始したものもいくつかある。これらについては、適宜、各単位会を通じて情報提供してきている。

また、今般、東京都内に本店を有する地方銀行として、東京スター銀行が本日（同年12月16日）から後見制度支援預金を導入したと聞いている。

東京家裁では、同年7月1日から、全ての金融機関における後見制度支援預貯金の取引につき、

報告書兼指示書の統一書式を導入しており、この点についても、各単位会を通じて事前に情報提供している。

(2) 後見制度支援信託の関係では、京都銀行が、令和元年12月2日から後見制度支援信託を導入したと聞いている。

(3) このとおり、後見制度支援信託・支援預貯金の取扱金融機関は拡大しているが、各金融機関における個別の契約条件には様々なバリエーションがあるため、具体的な契約条件等については、各金融機関のウェブサイトを参照したり、各金融機関に問い合わせるなどして確認をしていただきたい。

高齢者・障害者総合支援センター

「オアシス」からのお知らせ（東京家裁後見サイト情報）

1 成年後見等の申立て等の手引及び申立書式、並びに成年後見人等ハンドブック（Q&A付き）の令和2年4月版が公表されました。

令和2年4月1日付けで、下記各手引及び申立書式が改訂されました。詳細は、東京家裁後見センターのウェブサイト（後見サイト <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>）にてご確認ください。

- (1) 「成年後見・保佐・補助開始の申立て」ページ、「未成年後見人選任の申立て」ページ、「任意後見監督人選任の申立てについて」ページ内の各申立ての手引（任意後見監督人選任に関しては「申立てをされる方へ」）及び申立書式
- (2) 成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック（Q&A付き）及び未成年後見人Q&A

申立てに際しては、今一度手引等で更新された部分をご確認頂き、また、上記後見サイトからダウンロードする等して、最新の書式等をご利用下さい。

なお、「既に書類を作成中の申立予定事件」につきましては、旧書式を使用して令和2年4月以降に申立てを行った場合でも申立ては受け付けると東京家裁から説明がありました。

2 後見センターレポート Vol.21・22 もご確認ください。

本講演録の「後見人等の選任」（13ページ以下）で説明されている後見人等の選任の実情については、上記後見サイトに掲載されている後見センターレポートvol.21（成年後見人の選任について）及びvol.22（成年後見監督人の選任について）においても説明されているので、あわせてご確認ください。